

熊本県空家利活用マネージャー登録事務取扱

(目的)

第1条 この取扱は、熊本県空家利活用マネージャー登録に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この取扱において、「熊本県空家利活用マネージャー（以下「マネージャー」という。）」とは、第6条の規定により登録された者をいう。

(主管部局)

第3条 この取扱に記載する事務は、熊本県土木部建築住宅局住宅課（以下「住宅課」という。）が行うものとする。

(登録の申請)

第4条 マネージャーの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本県空家利活用マネージャー登録申請書（別記第1号様式）に国土交通大臣が登録した講習機関が実施する既存住宅状況調査技術者講習を修了したことがわかる書類を添えて住宅課に申請するものとする。

(登録要件)

第5条 マネージャーの登録要件は、次の各号に定めるところによる。

- 一 県内に在住し、又は在勤している者であること。
- 二 既存住宅状況調査技術者講習を修了し、かつ、熊本県空家利活用マネージャー育成講習会の全講義を履修した者であること。
- 三 次の欠格要件に該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

(登録及び登録簿の公開)

第6条 住宅課は、第4条の申請書が提出された場合において、その内容が前条に定める登録要件に適合していると認めるときは、熊本県空家利活用マネージャー登録簿（以下、「登録簿」という。）に次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）を記載して登録を行うものとする。

- 一 登録番号
- 二 登録者名

- 三 自宅所在市町村名
- 四 自宅電話番号
- 五 勤務先名
- 六 勤務先所在市町村名
- 七 勤務先電話番号

- 2 前項による登録を行ったときは、熊本県空家利活用マネージャー登録通知書（別記第2号様式）により申請者に対し登録を行った旨通知し、速やかに熊本県ホームページに登録簿を掲載するものとする。ただし、前項第三号から第七号に掲げる事項については、申請者が熊本県ホームページに掲載することを了承した場合のみ掲載するものとする。
- 3 登録簿は、市町村にも情報提供するものとする。
- 4 第2項のただし書きは、前項の場合に流用する。

（登録事項の変更）

- 第7条 マネージャーとして登録された者（以下「登録者」という。）は、熊本県空家利活用マネージャー登録申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに熊本県空家利活用マネージャー登録事項等変更届出書（別記第3号様式）を住宅課に届け出るものとする。
- 2 住宅課は、前項の届出を受けたときは、当該変更があった登録事項を登録簿に記載して、変更の登録を行うものとする。
 - 3 変更を行った登録簿は、熊本県ホームページに掲載するものとする。
 - 4 第6条第2項ただし書き、第6条第3項及び第6条第4項の規定は、前項の場合に流用する。

（登録取消し申請）

- 第8条 登録者は、登録の取消しを申請する場合は、熊本県空家利活用マネージャー登録取消申請書（別記第4号様式）により住宅課に申請するものとする。

（登録の取消し及び登録の抹消）

- 第9条 住宅課は、前条の規定による申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。
- 一 登録者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明した場合
 - 二 第5条に定める登録基準に適合しないこととなった場合
 - 三 登録者が死亡した場合
 - 四 登録者が成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - 五 長期間にわたり、理由なく連絡がとれないとき
 - 六 その他登録者として不適合と認められる事実が発生したとき
- 2 住宅課は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、登録を抹消するものとし、前条の規定による申請があった場合を除き、熊本県空家利活用マネージャー登録抹消通知書（別記第5号様式）により、登録者（前項第三号にあってはその相続人、第四号にあってはその後見人又は保佐人。以下「相

続人等」という。)に抹消を行った旨通知するものとし(第五号及び第六号の規定に基づき認定を取り消した場合及び相続人等の所在が不明の場合を除く。)、登録簿から登録事項を削除するものとする。

(委任)

第10条 この取扱に定めるもののほか、熊本県空き家利活用マネージャー登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この取扱は、平成30年2月7日から施行する。